

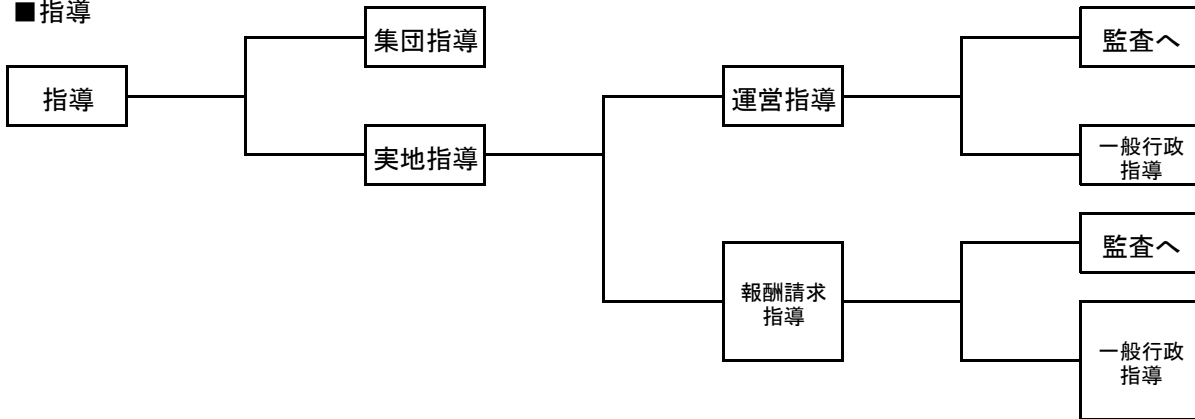
【実地指導対策】

実地指導とは・・・

実地指導は、介護事業所におけるサービスの質の向上を目的に行われる行政の指導です。そのため、指定を受けている介護事業者には定期的に行行政から実地指導が入ります。実地指導の際、必要な書類を揃えられない、やるべきことをやっていない、記録を残していない、といった不備があると、指摘され改善を求められます。最悪の場合、指定取り消しにつながることもあります。また、指定取り消しにつながらなかった場合でも、保険給付の返還を求められる場合もあります。

「指導」は、介護サービス事業者の育成を目的に行われ、「集団指導」と「実地指導」があります。「監査」は、指定基準違反の疑いがあり、「実地検査」の必要がある場合に行われます。

■ 指導



(1) 集団指導

制度改正や介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容などについて、介護事業者に周知させることを目的に実施されます。通常、介護事業者を一か所に集めて講習方式で行われます。

(2) 実地指導

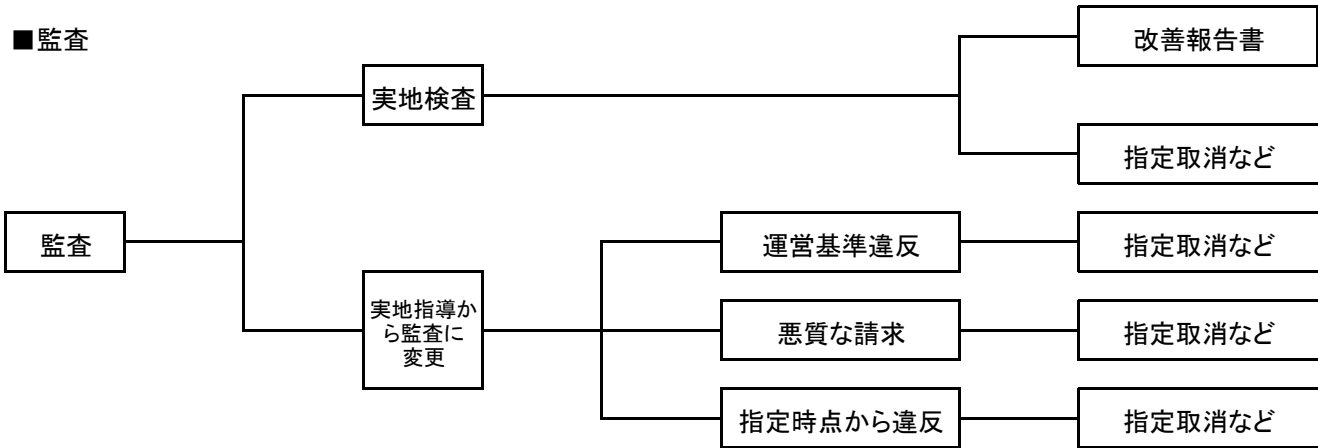
行政の職員が、介護事業所に出向いて行われ、事業所に保管されている関係書類をもとに行われます。実地指導は、「運営指導」と「報酬請求指導」に分かれます。

(3) 運営指導

サービスの質の向上と確保を目的に、高齢者虐待防止などの観点から運営上の指導を行います。ケアプランに基づいたサービスが提供されているかをヒアリングと書類記録の確認を行います。

(4) 報酬請求指導

不正な請求の防止を目的に、請求の不適正な取扱いについては是正を指導します。報酬基準などに基づいて必要な体制が確保されているか、ケアプランに基づいたサービス提供がされているか、など届け出た内容に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングと書類記録の確認を行います。



「監査」の結果、改善報告、改善勧告、改善命令、指定の効力の停止、指定取消などの行政処分が行われます。
指定取消は、増加傾向にあります！！

指定取消は、改善命令などの措置を取っても是正されず、引き続き指定を行うことを制度上、認めることができない場合に行われます。

違反事業者数は増加傾向にあり、2011年度に指定取消処分や効力停止処分となった介護施設・事業所数は過去最多の166件だったと厚生労働省が発表しています。そのうち、指定取消は80件でした。

介護サービスの種類別に見ると、訪問介護が23件と最も多く、介護予防訪問介護13件、通所介護10件と続いています。

指定取消の理由は以下の通りです。

指定取消理由(複数回答)	件数
介護給付請求に関して不正	44件
不正の手段で指定を受けた	29件
帳簿書類の提出に従わない、または虚偽の報告	29件
人員について、基準を満たせなくなった	25件
質問に対し虚偽、または検査を妨げた	22件

また、2000～2011年度の12年間で指定取消処分や効力停止処分となった介護施設・事業所が合計で1,169件に上ります。

指定取消が最も多かった法人種別は営利法人で全体の約80%(737件)を占めています。

《指定取消の実例》

- ・指定時から管理者や責任者が未配置だった。
- ・アセスメント、モニタリングが未実施だった。
- ・利用者に説明を行わず、同意も得ていなかった。
- ・虚偽の出勤簿、給与明細を報告した。
- ・他の事業所の人を常勤専従で務めていると偽った。
- ・名義を借りて、不正に指定を受けた。

*** 平成24年度からは労働基準法をはじめとする労働法違反にて罰金刑以上を受けた事業所は、それだけで指定取消となることもあるように変わりました。**

それだけ労働問題・労働トラブルが多い業界でもあります。

*** やるべきことをやっていれば、いきなり指定取消になることはありません！！実地指導の準備だけではなく、日頃からサービスの質の向上を考えた準備もしましょう！！**